

学位論文題名

## 監査期待ギャップ論

### 学位論文内容の要旨

近年、企業不正に対する監査の機能について、多くの議論と疑問が投げかけられている。この問題は、必ずしも近年のみのものではないが、特に 20 世紀後半においては、多くの企業不正の発覚に伴って、改めて監査機能のありようが問われた。この際、それは特に「監査期待ギャップ問題」の認識にかかわって検討された。

監査期待ギャップ問題は、監査人が監査において自ら行っていると考えていることと、監査情報の利用者が監査人に対してその監査で果たされるべきと期待していることとにギャップがあるということである。会計専門職が監査人たりうる根拠は、会計専門職の社会的独立性にあると考えられるが、それは社会からの会計専門職への期待に対して会計専門職が応えるからこそ成立しているものであり、すなわち、社会からの期待に応え得ないのであれば、彼らは監査人としての地位を失い、或いは社会的存在意義を問われることともなる。したがって監査期待ギャップ問題は、会計専門職にとって看過し得ない問題であった。20 世紀後半は、会計専門職にとっては監査期待ギャップの縮減に向けた努力と試行錯誤の時代であり、またこの時代の監査論および監査制度を揺るがし続けた問題であったと言っても過言ではなく、かつ 21 世紀にはいって新たな展開も見せている。

本論文は、この「監査期待ギャップ」に焦点をあて、その展開と論理を解明するものである。本論文は 2 部構成の全 11 章からなる。このうち第 I 部を構成する第 1 章から第 4 章においては、企業不正問題に関連して生じた、現象としての監査期待ギャップそのものを把握、検討している。

第 1 章においては、監査期待ギャップ問題を概念として措定した、1978 年に AICPA（アメリカ公認会計士協会）により公表された、いわゆる「コーエン委員会報告書」の詳細な検討を行っている。本論文後段において論じられているように、監査期待ギャップ問題それ自体は、歴史上古くから存在し、あるいは監査構造そのものに起因する現象と考えられるのであるが、少なくとも概念的には、このコーエン委員会報告書における認識が嚆矢であった。本論文がコーエン委員会報告書の検討から始まるのは以上のような理由による。

しかしながらコーエン委員会報告書は監査期待ギャップ問題の存在を認め、概念化した嚆矢であるとはいえ、現象としての監査期待ギャップ自体は、それ以前から存在していたことになる。かかる理解から、第 2 章ではコーエン委員会報告書から歴史を遡り、およそ監査の歴史的端緒から、不正問題と監査がどのようにかかわってきたのかを検討している。

第3章では、コーエン委員会報告書が監査期待ギャップ問題を認識せざるを得なかった直接的な契機となった、企業不正等に関わる監査人に対する訴訟を中心に、主要な企業不正事例をアメリカ及びイギリスについて検討し、さらにコーエン委員会報告書以外においても欧米において監査期待ギャップ問題が認識されていく状況を検討している。

続く第4章においては、日本における監査期待ギャップ問題の存在について検討している。日本においては、欧米の状況と異なって、監査人に対する訴訟が少なく、特に欧米で監査期待ギャップが問題として認識され議論されていた70年代から90年代初頭にかけては、一部の希少な例を除けば、監査の失敗を理由にしたそれは皆無であったと言っても過言ではない。これは表面的には日本には監査期待ギャップ問題は存在しないかのように見えるが、現実にはそうではないことを本第4章では明らかにしている。さらにそれらの検討の結果、ここでは日本において特徴的な監査期待ギャップの態様である「無期待ギャップ」の可能性もあることも指摘している。

第5章から第11章までからなる第Ⅱ部は、かかる監査期待ギャップ問題を監査理論的に分析し、独自の理論的視点を得た上で、近年および将来の監査にかかる新たな諸問題を俎上にのせ、そこに発生する、あるいは発生する可能性のある監査期待ギャップ問題の掘り出しを検討している。

第5章では、監査期待ギャップ問題を監査理論的に分析している。先行研究の検討の上にたち、本論文独自の視点を持って、監査の一般的構造を示した上で、その構造そのものに期待ギャップ問題が生じる関係にあることが示されている。

第6章では、コーエン委員会報告書以降のアメリカと日本において、認識された監査期待ギャップ問題に対していかなる対応が取られたのかが検討されている。それは主として監査基準の改訂等による、会計専門職自身による積極的な企業不正問題への対応であった。これは日本にも影響を与え、監査基準の改訂へと導かれる。またこれは、監査期待ギャップ問題の国際的な共有化でもある。

第7章以降では、より現代的あるいは未来的な諸問題と監査期待ギャップ問題との関わりが具体的に検討されている。すなわち第7章では、日本に独自の制度とも言える中間監査、第8章では環境監査、第9章では無形項目の監査と監査期待ギャップ問題との関係がそれぞれ検討されている。これらの問題は、近年監査論上課題となっているものであるが、従来、監査期待ギャップ問題との関連はほとんど指摘されてきていない。対して本論文における以上3章では、いずれの問題も監査期待ギャップ問題を拡張させ、あるいはその可能性があることが示されている。

第10章では、21世紀に入って生じたエンロン事件と、それに続くアメリカにおける「会計不信」現象を取りあげている。これは、監査実務および制度、そして会計専門職の社会的立場づけに大きな影響を与えることとなった。その中で、アメリカの監査への「期待」にギャップがあったことを検討し、監査期待ギャップ問題の国際的重層化を見ている。

第11章は、本論文の総括をなすものであるとともに、本論文での検討を元に、監査期待ギャップ問題の将来を俯瞰するものである。そこでは、監査現象の拡張とそれに伴う監査期待ギャップ問題の拡張、グローバル化、そしてそれに逆行するような監査概念自体の限定が指摘され、監査期待ギャップ問題に対応するという意味での、将来的な新たな監査手法の可能性が示唆されている。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 蟹 江 章

副 査 教 授 米 山 祐 司

副 査 教 授 藤 田 昌 也 (中村学園大学)

副 査 助 教 授 丸 田 起 大

## 学位論文題名

### 監査期待ギャップ論

本研究は、1970年代後半のアメリカにおいて、企業不正に対する監査の対応をめぐって存在が認識されるに至った、「監査期待ギャップ問題」に焦点を当て、その展開と論理を解明しようとするものである。

本研究は、2部11章から構成されている。

第I部「監査期待ギャップ問題の認識」は4つの章から構成され、企業不正に起因する現象としての監査期待ギャップの把握・検討が行われている。

まず第1章「監査期待ギャップ問題の認識—コーエン委員会報告書—」では、アメリカにおいてはじめて監査期待ギャップの存在を公式に認識したとされている「コーエン委員会報告書」の詳細な検討が行われている。現象としての監査期待ギャップは古くから存在していたものと考えられるが、同報告書が監査期待ギャップ問題に関する概念的な原点であるとされている。したがって、同報告書の詳細な検討が、本研究における監査期待ギャップの研究に対する基礎を提供していることになる。

続く第2章「不正と監査の歴史的連関—監査期待ギャップはなぜ生じたのか—」では、コーエン委員会報告書を起点として、歴史を遡る形で企業不正問題と監査がどのように関連してきたのかが検討されている。ここでは、アメリカにおいて監査人に対する訴訟が多発した1960年代における監査人の役割認識が、訴訟の場において必ずしも認められなかったことが明らかにされている。すなわち、会計基準への準拠の確認だけでは十分ではなく、企業不正や倒産の発見防止という社会的役割期待が存在していたとされるのである。

こうした分析結果を受けて、第3章「欧米における監査期待ギャップ問題の萌芽—企業不正事例と訴訟—」では、欧米各国における重要な訴訟事例の分析を通じて、コーエン委員会報告書における監査期待ギャップの認識以前から、一般大衆の監査に対する不正発見機能への期待の存在が指摘されている。そして、多くの企業不正事例と訴訟の結果として、監査期待ギャップ問題がすでに存在していることが明らかにされるのである。

第4章「日本における監査期待ギャップ」では、独自に実施した実態調査の分析結果に基づいて、日本では欧米とは異なり、企業不正に起因する訴訟はほぼ皆無であるが、これが日本に監査期待ギャップ問題が存在しないことを意味するわけではないと主張する。むしろ日本に特徴的な監査期待ギャップの態様である「無期待ギャップ」の存在可能性という興味深い見解が示されている。

7つの章からなる第II部「監査期待ギャップ問題の論理と展開」では、まず第5章「監査期待ギャ

ップ問題の本質」において、監査期待ギャップの本質が理論的に検討されており、先行研究によって提示された監査期待ギャップの認識に係るモデルを基礎として、独自の分析モデルが提示されている。「固有期待ギャップ」「移転期待ギャップ」「無期待ギャップ」という独創的な概念を用いた監査期待ギャップ構造の分析は、本研究の核をなす論点である。

第6章「日米における監査期待ギャップ問題への対応—コーエン委員会報告書以降—」では、コーエン委員会報告書においてはじめて公式に認識された監査期待ギャップ問題に、日米がどのように対応したかが明らかにされている。いずれの国においても、監査基準の改正ないし新設という形での対応がなされており、監査期待ギャップ問題が国際的に共有されるに至ったとの指摘がなされている。

第7章「中間監査と監査期待ギャップ問題」、第8章「環境監査と監査期待ギャップ問題」および第9章「無形項目の監査の可能性と監査期待ギャップ問題」では、いわゆる財務諸表監査とは異なる監査の態様における監査期待ギャップ問題についての検討が行われている。まず、これらの監査についてはこれまで監査期待ギャップ問題との関連は指摘されなかったとの認識が示される。その上で、監査分野の拡大という観点から、中間監査、環境監査ならびにブランドをはじめとする各種無形項目の監査が、監査期待ギャップを生みあるいはこれを拡大する可能性があることが指摘されている。

第10章「監査期待ギャップの国際的階層化—エンロン事件とその対応—」では、いわゆるエンロン事件によって生じたアメリカにおける「会計不信」現象の分析から、アメリカ監査に寄せられた期待に対するギャップの存在が明らかにされている。国家間の異なる監査制度間に存在する期待のギャップは、いわゆる監査期待ギャップとは性質を異にするものではある。しかし、これによって、本来の意味での監査期待ギャップ問題が影響を受けることが指摘されるとともに、国際間での監査期待ギャップ問題の重層化の構造が明らかにされている。

本研究の総括である第11章「監査期待ギャップ問題の展開」では、ここまでの分析・検討に基づいて、監査期待ギャップ問題の将来展望が示されている。監査期待ギャップの存在が認識されるに至った契機が企業不正問題であるとしても、実際の社会的な期待はこれにとどまらない可能性がある。監査人に対する社会の期待を把握することの重要性とそれによる期待の拡大への対応が、期待ギャップの縮減に向けた方策であることが指摘される。そして、具体的には、IT技術の発達を背景として、会計的認識と監査を同時並行的に実施する「継続監査」が期待ギャップ縮減に対してもつ可能性に言及されている。

以上のように、本研究においては、監査人に対する訴訟事例分析に基づいて、監査期待ギャップが認識されるに至った経緯を明らかにしている。また、独自の実態調査の分析結果から、日本と欧米における監査期待ギャップの性質の違い、特に、「無期待ギャップ」という極めて独特の性質を明らかにしている点は高く評価できる。その上で、先行研究において提示された監査期待ギャップ構造の認識モデルに改良を加えることで、独自の理論的分析の基礎を築いている点も評価に値するであろう。とりわけ、これまで監査期待ギャップとして総体的に把握されていたものを、「固有期待ギャップ」「移転期待ギャップ」「無期待ギャップ」という要素に分割した構造分析は、監査期待ギャップ問題の解決に向けて、操作的な対応策の検討に極めて有意な貢献を果たすことが期待される。さらに、「継続監査」の実施によって監査期待ギャップを縮減するという具体的な対応に言及している点も、本研究の理論・実践両面における大いなる貢献であるといえよう。

本研究がさらなる貢献を果たすために、監査分野の拡大とそれに対する対応策をどのように捉えているのかが明確にされ、監査分野が拡大を続ければ監査期待ギャップは永久に縮減しないというジレンマへの解決策の提示が期待される。

コーエン委員会報告書以来、監査期待ギャップは監査研究の1つのキーワードとなった。しかし、これまで体系的な研究はなされてこなかった。この意味で本研究の果たした学術的貢献は極めて大き

く、審査委員全員一致して、博士（経営学）を授与するに値すると認めるものである。